

社援地発 0401 第 1 号
令和 7 年 4 月 1 日

各 都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公印省略)

生活困窮者自立支援法第 9 条第 1 項に規定する支援会議
の設置及び運営に関するガイドラインについて

令和 2 年以降には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済への多大な影響を背景に、生活困窮の相談者数が急増し、個人事業主・外国人・若年層等、相談者層の多様化や、相談者の抱える課題の複雑化・複合化が見られたほか、支援が必要であるにもかかわらずそれまで自ら声を上げることができずに支援を受けることができていなかつた生活困窮者の存在が顕在化した。そこで、生活困窮者がどこに住んでいても関係機関等が連携してその状況を効果的に把握し、必要な支援を行うことができるよう、「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 21 号。以下「令和 6 年改正法」という。）による改正後の生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定（令和 6 年 4 月 24 日施行）により福祉事務所を設置する自治体（以下「福祉事務所設置自治体」という。）は、支援会議（法第 9 条第 1 項に規定する支援会議をいう。以下同じ。）の活用を含む地域の実情に応じた方法により、生活困窮者の状況を把握するように努めるものとされた。さらに、令和 6 年改正法による改正後の法第 9 条第 1 項の規定（令和 7 年 4 月 1 日施行）により、福祉事務所設置自治体は、支援会議を組織するように努めるものとされるとともに、同条第 5 項の規定（令和 7 年 4 月 1 日施行）により、生活困窮者に対する支援の円滑な実施のため、支援会議は、令和 6 年改正法による改正後の生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に基づく調整会議及び社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の規定に基づく支援会議と相互に連携を図るように努めるものとされた。

本ガイドラインは、福祉事務所設置自治体が、支援会議の目的や情報共有に関するルール等を理解した上で、地域の実情に応じた効果的な会議を運営することができるよう、その設置及び運営に当たっての留意点等を、厚生労働省社会・援護局地域福祉

課生活困窮者自立支援室において、別添のとおりまとめたものであり、令和7年4月1日から適用することとしたので通知する。これに伴い、「生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドラインについて」(平成30年10月1日社援地発1001第15号)は廃止する。

未だ支援につながっていない生活困窮者を確実に支援につなげ、必要に応じて関係機関等と連携しながらその自立の促進を図ることができるよう、支援会議の設置主体である福祉事務所設置自治体の職員はもとより、法に基づく事業に関わる支援員、支援会議に参加する構成員の方々が支援会議の事務に従事するに当たっての手引きとして、本ガイドラインを活用いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言であることを申し添える。